

①事業名	【46】がんプロフェッショナル養成プラン	
②主管課及び関	(主管課) 高等教育局医学教育課 (課長: 栗山雅秀)	
③施策目標及び達成目標	施策目標 3-1 大学などにおける教育研究の質の向上 達成目標 3-1-1 各大学の個性・特色を踏まえた人材の育成機能を強化するため、大学における教育内容・方法等の改善・充実を図る。	
④事業の概要	本事業は、国公立大学を対象に、がん医療の担い手となる質の高いがん専門医等を養成するための研究教育拠点の形成を重点的に支援し、大学教育の活性化を促進し、今後のがん医療を担う医療人の養成推進を図る。	
⑤予算額及び事業開始年度	平成19年度概算要求額: 4,000百万円 (新規) 事業開始年度: 平成19年度	
⑥広報計画	本事業はがん医療の担い手となる高度な技術を持つがん専門医師及びがんに関わるコメディカル等の育成を目的としており、大学を主なターゲットとして広報活動を行う。本事業の展開に当たっては採択過程を文部科学省ホームページで公表するとともに、採択後は採択大学のホームページと文部科学省ホームページをリンクさせ、進捗状況の情報などを発信し、優れた取組の周知を図る。	
⑦事業開始時において得ようとした効果		
⑧得られた効果		
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	【得ようとする効果】 ①がん医療の担い手となるがん専門医療人養成 ②優れたがん医療を提供できる拠点の強化 ③先端的研究水準の強化	⑩達成年度 平成23年度
	【上位基本目標・達成目標との関係】 本事業の効果をあげることにより、大学教育の活性化が図られ、ひいては達成目標3-1-1にある「大学における教育内容・方法等の改善・充実」という成果に結びつくものと考えられる。	
⑪必要性	がんは昭和56年以降、我が国の死亡原因の第1位を占め、現在ではその3割超に達しており、がん対策は喫緊の課題となっている。しかし、がんを横断的・集学的に診療できる専門家が全国的に少なく、その育成が急務とされている。また、近年の高度化したがん医療の推進は、医師のみにより可能なものではなく、高度ながん医療に習熟した看護師、薬剤師、その他の医療技術者等(コメディカル)、医師以外の各種専門家が参画し、チームとして機能することが何より重要である。 第164回国会において成立した「がん対策基本法」への対応として、新たながん治療体制の構築へ向け、医療現場で直接役立つ人材の育成へ視点を置いた教育研究拠点を整備し、体系的な教育課程の編成と適切な教育・指導の実現を目指す。 本事業は大学がこのような社会的ニーズに対応して、がん医療の担い手となる高度な知識と技術を持つがん専門医師及びがんに関わるコメディカル等専門職業人の育成に取り組むため、大学を主体として行う取組に対して重点的に財政支援を実施することにより、大学の教育機能の活性化を図るものであり、施策目標3-1(達成目標3-1-1)の目的を達成するため本事業を実施することが必要不可欠と考えられる。	
⑫効率性	国公立大学を通じ、がんに関する優れた教育研究の実施が期待される大学を採択し、財政支援を行うことにより、競争的な環境の整備や、重点的支援による資源配分の効率化を図れる。	
⑬想定できる代替手段との比較考量	本事業は、国公立を通じた競争的環境の中で、がんに関する優れた教育研究の実施が期待できる大学を採択し、重点的な財政支援を行うものである。 国立大学への運営費交付金や私立大学への各種補助金などにより実施することとした場合には、競争的環境の醸成が期待できない。	
⑭有効	指標・参考指標	教員や大学院生の論文発表数、シンポジウムの実施件数、大学院学生の就職状況等の指標により、教育研究水準を評価する予定。
	効果の把握の	・大学や採択された拠点に対するアンケート調査や、事業全体については、外部有識者

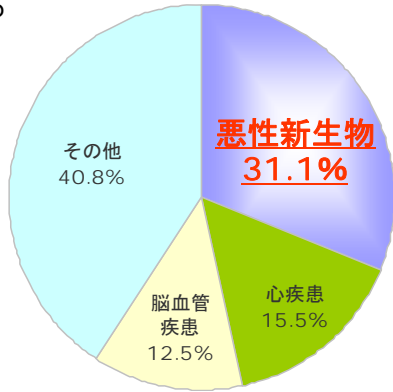
性	仕方	からなる本事業の選定委員会などにおいて、事後評価を行う。
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	・当事業へ採択されることを動機として、多くの大学が教育内容・方法の開発・充実を図ることによって、大学の教育の質の向上に結びつく。
	⑮ 公平性、優先性	本事業は、第164回国会において成立した「がん対策基本法」に記載されている「がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。」に合致しており、また「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成18年7月7日閣議決定）」に記載されている「専門医等の養成、医療の均てん化、研究等を推進する」にも合致しており、優先すべき政策である。
	⑯ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	
	⑰ 備考	

がんプロフェッショナル養成プラン（仮称）

がん(腫瘍)に関わる人材養成・研究推進と大学院教育の充実化

(新 規)
平成19年度要求額 40億円

我が国における死因の第1位は「**悪性新生物**」であり、その割合は、**31.1% (320,358人)**となっている

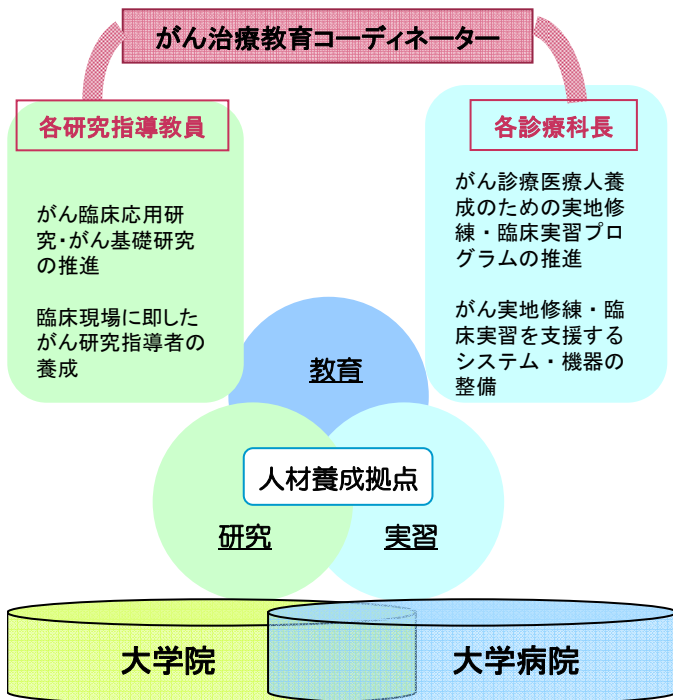


がん対策基本法

専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成

第14条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他の**がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成**を図るために必要な施策を講ずるものとする。

優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムの構築と実施 実地修練を支援する体制の整備



コース名	医師のための「腫瘍専門医師養成コース」
概要	高い臨床能力と研究能力を併せ持った臨床医を養成するために、大学院博士課程4年間の間にがん臨床とがん研究との教育指導の両者をバランスよく按分することによって、効率的な環境下（充実した教育指導と高度な機器の整備等）で学位の取得とともに腫瘍専門医師の養成を目指す。
コース名	コメディカルのための「がん医療に携わる職業人養成コース」
概要	看護師、薬剤師、放射線技師等の基礎資格を有し、一定期間実務を経験した者に対し、がん医療に特化した実践型教育を行うことにより、効率的な環境下（充実した教育指導と高度な機器の整備等）で学位の取得とともにがんチーム医療に積極的に貢献できる高度職業人の養成を目指す。
コース名	医師のための「がん専門インテンシブコース」
概要	各診療科の基盤学会の認定医あるいは専門医（例：内科認定医、外科専門医等）を取得した医師を対象とし、がんの診断・治療・研究に必要な高度先進的な知識と技術の修得を目指す。

がん医療のプロフェッショナルの養成

より質の高いがん医療の「均てん化」等により、全国どこでも最適な癌医療が受けられ、がんの治癒率が向上するとともに、がん患者の生活の質（QOL）が向上する社会を目指す。